

## 施設使用料の見直しについて

施設使用料については、平成 27 年度に全市的な改定を行って以降、定期的に見直しの検証を行ってきましたが、これまで据え置きとしてきたところです。

見直しのタイミングであった令和 5 年度に検証を行いました。直近の状況が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていたことから、令和 8 年 4 月の改定を目途に、再度検証を行うこととし、このことについて昨年の 3 月議会で報告したところです。

このたび、昨今の人件費や物価の上昇による維持管理経費の増加等を踏まえ、下記の考え方を基本に、施設使用料の見直しを進めたいと考えています。

### 1 見直しの基本的な考え方

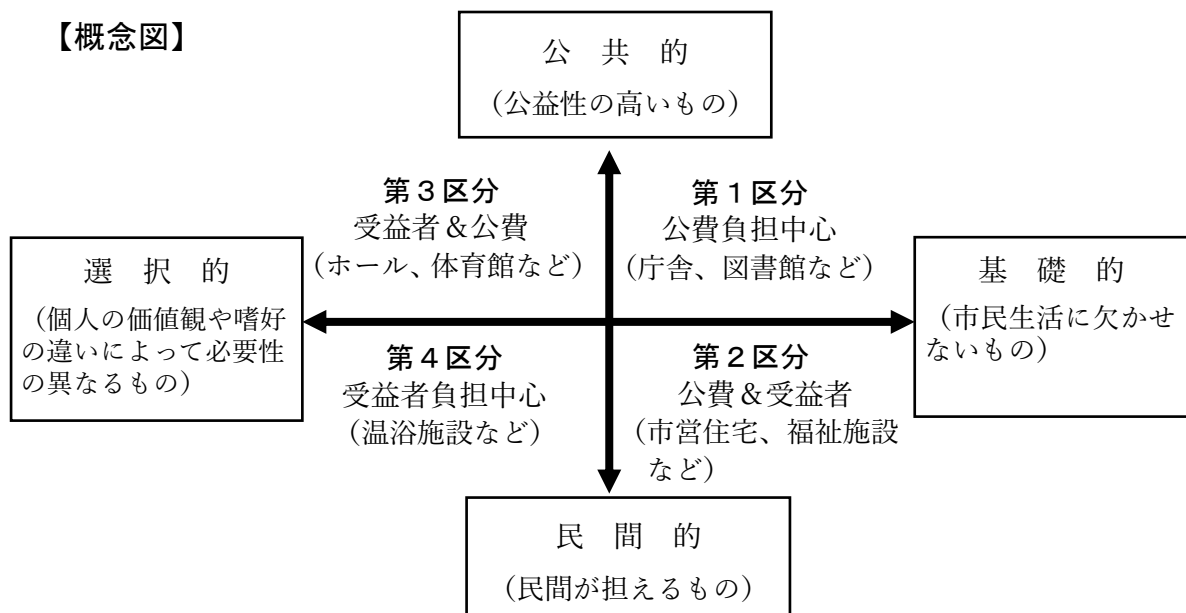
見直しにあたっては、平成 27 年度の受益者負担の考え方を基本とします。

#### (1) 受益者負担率に応じた使用料の設定

維持管理費に対する受益者負担率の区分に応じた使用料の設定を行います。

※受益者負担率 = 利用料収入等受益者負担額 ÷ 経常的な維持管理費

#### 【概念図】



- ・ 第1区分の施設：受益者負担率 なし（公費負担 100%）
- ・ 第2区分の施設：受益者負担率 50%未満
- ・ 第3区分の施設：受益者負担率 50%以上
- ・ 第4区分の施設：受益者負担率 100%

#### (2) 施設区分に応じた使用料の設定

スポーツ施設、ホール施設及び会議室については、各地域に類似する施設があります。これらの施設の使用にあたっては、受益者負担の公平性の観点から、どの地域の施設を

利用しても、同じ負担で利用できることを基本に、施設区分ごとに統一基準を設け、使用料を設定します。

### (3) 改定幅の上限設定

新たな使用料は現行使用料の1. 5 倍を上限に設定します。

学生の使用料区分がある施設については、一定の配慮をして、現行使用料の1. 2 倍を上限とします。(平成 27 年度の改定時は 1. 5 倍)

### (4) 使用料の端数調整

使用料の設定にあたっては、利用者の利便性や事務の効率性を考慮し、百円単位に端数調整することを原則とします。

## 2 見直し (案)

### (1) 統一基準を設定する施設使用料の見直しについて

スポーツ施設やホール施設などの類似施設のある施設については、平成 27 年度の見直し方針で設定した統一基準にそって見直しを行うこととし、令和 8 年度の収支積算見込額をもとに、受益者負担率 50% (第 3 区分) を基準とした使用料改定を行います。

#### ① 体育館

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：29. 7%
- ・ 本来の受益者負担率 (50%) の額：現行の 1. 68 倍
- ・ **新使用料 (案) の額** **： 現行の 1. 5 倍 (中学生以下は 1. 2 倍)**
- ⇒ 新使用料 (案) をもとに試算した受益者負担率：39. 6%

#### 【新使用料 (案)】

| 規模区分                                              | 利用区分  | 現行使用料 (時間) | 本来の受益者負担額 (時間) | 新使用料 (案) (時間)   | 対象施設 (例)                        |
|---------------------------------------------------|-------|------------|----------------|-----------------|---------------------------------|
| 660 m <sup>2</sup> 未満                             | 一般    | 710 円      | 1, 192 円       | <b>1, 000 円</b> | ・ 出雲西部体育館<br>・ 多伎勤労者体育センター 等    |
|                                                   | 中学生以下 | 500 円      | 840 円          | <b>600 円</b>    |                                 |
| 660 m <sup>2</sup> 以上<br>1, 300 m <sup>2</sup> 未満 | 一般    | 1, 520 円   | 2, 553 円       | <b>2, 200 円</b> | ・ 湖陵体育センター<br>・ 大社健康スポーツ公園体育室 等 |
|                                                   | 中学生以下 | 1, 010 円   | 1, 696 円       | <b>1, 200 円</b> |                                 |
| 1, 300 m <sup>2</sup> 以上                          | 一般    | 2, 030 円   | 3, 410 円       | <b>3, 000 円</b> | ・ 平田体育館<br>・ 斐川第 1 体育館          |
|                                                   | 中学生以下 | 1, 320 円   | 2, 217 円       | <b>1, 500 円</b> |                                 |

※出雲市総合体育館は除く

## ② 野球場（出雲ドームを含む）

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：23.4%
- ・ 本来の受益者負担率（50%）の額：現行の2.14倍
- ・ **新使用料（案）の額** **：現行の1.5倍（高校生以下は1.2倍）**  
⇒新使用料（案）をもとに試算した受益者負担率：34.1%

### 【新使用料（案）】

| 分 類                           | 利用区分  | 現行使用料<br>(時間) | 本来の受益者<br>負担額<br>(時間) | 新使用料（案）<br>(時間) | 対象施設（例）                                    |
|-------------------------------|-------|---------------|-----------------------|-----------------|--------------------------------------------|
| 公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンドが整備された施設 | 一般    | 1,830円        | 3,916円                | <b>2,700円</b>   | ・ 平田愛宕山公園野球場<br>・ 湖陵総合公園野球場<br>・ 斐川公園野球場 等 |
|                               | 高校生   | 1,220円        | 2,610円                | <b>1,400円</b>   |                                            |
|                               | 中学生以下 | 910円          | 1,947円                | <b>1,000円</b>   |                                            |
| 公式戦の開催が困難な施設                  | 一般    | 1,220円        | 2,610円                | <b>1,800円</b>   | ・ 平成スポーツ公園野球場<br>・ 稗原運動広場                  |
|                               | 中学生以下 | 810円          | 1,733円                | <b>900円</b>     |                                            |
| 出雲健康公園（出雲ドーム）                 | 一般    | 3,660円        | 7,832円                | <b>5,400円</b>   |                                            |
|                               | 高校生   | 2,440円        | 5,221円                | <b>2,900円</b>   |                                            |
|                               | 中学生以下 | 1,830円        | 3,916円                | <b>2,100円</b>   |                                            |

## ③ サッカー場

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：35.5%
- ・ 本来の受益者負担率（50%）の額：現行の1.41倍
- ・ **新使用料（案）の額** **：現行の1.4倍（高校生以下は1.2倍）**  
⇒新使用料（案）をもとに試算した受益者負担率：44.3%

### 【新使用料（案）】

| 施設名等                                          | 利用区分  | 現行使用料<br>(時間) | 本来の受益者<br>負担額<br>(時間) | 新使用料（案）<br>(時間) |
|-----------------------------------------------|-------|---------------|-----------------------|-----------------|
| 出雲健康公園多目的広場（芝生）<br>長浜中央公園（芝生）<br>平田スポーツ公園（芝生） | 一般    | 3,050円        | 4,300円                | <b>4,200円</b>   |
|                                               | 高校生   | 2,240円        | 3,158円                | <b>2,600円</b>   |
|                                               | 中学生以下 | 1,520円        | 2,143円                | <b>1,800円</b>   |

#### ④ テニス場

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：30.4%
- ・ 本来の受益者負担率（50%）の額：現行の1.64倍
- ・ **新使用料（案）の額** **：現行の1.5倍（高校生以下は1.2倍）**  
 ⇒新使用料（案）をもとに試算した受益者負担率：42.2%

#### 【新使用料（案）】

| コート仕様 | 利用区分  | 現行使用料<br>(時間) | 本来の受益者<br>負担額<br>(時間) | <b>新使用料（案）<br/>(時間)</b> | 対象施設（例）                  |
|-------|-------|---------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|
| 人工芝   | 一般    | 419円          | 687円                  | <b>600円</b>             | ・ 真幸ヶ丘公園<br>・ 愛宕山公園<br>等 |
|       | 高校生   | 308円          | 505円                  | <b>400円</b>             |                          |
|       | 中学生以下 | 209円          | 342円                  | <b>300円</b>             |                          |

#### ⑤ ホール施設

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：29.7%
- ・ 本来の受益者負担率（50%）の額：現行の1.68倍
- ・ **新使用料（案）の額** **：現行の1.5倍**  
 ⇒新使用料（案）をもとに試算した受益者負担率：43.4%

#### 【新使用料（案）】

| 座席数                  | 現行使用料<br>(時間)<br>※平日午前 | 本来の受益者<br>負担額<br>(時間) | <b>新使用料（案）<br/>(時間)</b> | 対象施設（例）               |
|----------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|
| 300 席未満              | 1, 520円                | 2, 553円               | <b>2, 200円</b>          | ・ アクティひかわ<br>多目的ホール 等 |
| 300 席以上<br>500 席未満   | 3, 050円                | 5, 124円               | <b>4, 500円</b>          | ・ ビッグハート出雲<br>白のホール 等 |
| 500 席以上<br>1,000 席未満 | 4, 580円                | 7, 694円               | <b>6, 800円</b>          | ・ 平田文化館<br>プラタナスホール 等 |
| 1,000 席以上            | 9, 160円                | 15, 388円              | <b>13, 700円</b>         | ・ 出雲市民会館<br>大ホール      |

## ⑥ 会議室

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：29.7%
- ・ 本来の受益者負担率（50%）の額：現行の1.68倍
- ・ **新使用料（案）の額** **：現行の1.5倍**  
⇒新使用料（案）をもとに試算した受益者負担率：43.4%

### 【新使用料（案）】

| 面積                                             | 現行使用料<br>(時間) | 本来の受益者<br>負担額<br>(時間) | 新使用料（案）<br>(時間) |
|------------------------------------------------|---------------|-----------------------|-----------------|
| 25 m <sup>2</sup> 未満                           | 300円          | 504円                  | 400円            |
| 25 m <sup>2</sup> 以上<br>50 m <sup>2</sup> 未満   | 500円          | 840円                  | 700円            |
| 50 m <sup>2</sup> 以上<br>75 m <sup>2</sup> 未満   | 810円          | 1,360円                | 1,200円          |
| 75 m <sup>2</sup> 以上<br>100 m <sup>2</sup> 未満  | 1,010円        | 1,696円                | 1,500円          |
| 100 m <sup>2</sup> 以上<br>150 m <sup>2</sup> 未満 | 1,520円        | 2,553円                | 2,200円          |
| 150 m <sup>2</sup> 以上<br>300 m <sup>2</sup> 未満 | 2,540円        | 4,267円                | 3,800円          |
| 300 m <sup>2</sup> 以上                          | 3,560円        | 5,980円                | 5,300円          |

※コミュニティセンターの会議室についても、上記のとおり見直しをする考えですが、地域活動などの公共的な利用をする場合は、これまでどおり無料です。

## (2) 統一基準を設定しない施設使用料の見直しについて

類似施設がない施設（ゆうプラザ、斎場など）については、施設の設置目的等に応じた受益者負担率や近隣自治体の状況を参考に、**現行の使用料の1.2倍～1.5倍を目安に見直しを検討**します。

### 《参 考》

#### ① ゆうプラザ

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：38.2%
- ・ 本来の受益者負担率（100%）の額：現行の2.61倍

### 【新使用料（案）】

受益者負担率の状況や近隣自治体の同種施設の料金設定を踏まえ、**現行の1.2倍～1.5倍を目安に使用料の見直しを検討**します。

## ② 出雲斎場・湖西斎場

- ・ 現行の使用料で試算した受益者負担率：24.1%

### 【新使用料（案）】

市民生活に欠かせない施設であるため、受益者負担率は50%未満を前提として、近隣自治体の同種施設の料金設定を踏まえ、現行の1.2倍で使用料の見直しを検討します。

## 3 今後のスケジュール（案）

今回の見直し（案）をもとに、次のスケジュールで使用料改定の検討及び準備を進めていきたいと考えています。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 令和7年9月議会 | 使用料改定に係る条例改正案提出 |
| 令和7年10月～ | 市民への周知、準備等      |
| 令和8年4月   | 使用料改定           |